

協 定 書

色麻土地改良区(以下「甲」という。)と使用者
(以下「乙」という。)は、色麻土地改良区農業用排水施設使用規程第3条第2項の規定に基づく土地改良区施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、甲が管理する土地改良区施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる土地改良区施設は、次のとおりとする。

使用場所	
使用目的	
使用施設	

第3条 乙は、色麻土地改良区農業用排水施設使用規程(以下「使用規程」という。)を厳守するとともに、前条に規定する以外の使用をしてはならない。

第4条 使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
但し、使用目的が工場等排水以外で一般住宅等より排水する放流であり、同意内容に変更がない場合に限り、使用規程第8条の使用期間を使用廃止するまでの間継続することができる。

第5条 乙は、使用規程に定める使用料を、甲が発行する納入通知書により指定する期日までに納入するものとする。

第6条 乙は、当該使用により甲の管理する土地改良区施設に支障及び損傷を与え、又は与える虞れがあるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置をるものとする。

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、使用を廃止したとき又は、同意を取消されたときは直ちに使用施設を原状に復して甲に引き継がなければならない。

第8条 使用規程第7条各号の一に該当するとき又は、この協定に定められた事項に違反したときは、甲は直ちにこの協定を解除することができる。この場合、乙の受ける損害について、甲は一切責任を負わないものとする。

第9条 この土地改良区施設に排出される排水の水質基準は、水質汚濁防止法を適用するものとし、乙は水質汚濁の防止に努めなければならない。

第10条 乙は、甲より水質検査の請求があった場合、乙の負担において実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

第11条 甲は、使用規程第9条の規定に基づき必要があると認めるときは、立入り調査を行うことができ、乙はこれを拒むことができない。

第12条 この協定により難い事情が生じたときは、その都度、甲、乙協議するものとする。

上記協定の締結を証明するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 色麻土地改良区

理事長 早坂勝一 ⑩

乙

⑩